

○島根県屋外広告物条例施行規則

昭和49年4月19日

島根県規則第39号

改正 昭和52年4月1日規則第32号
昭和53年3月31日規則第18号
平成9年2月28日規則第3号
平成9年3月25日規則第12号
平成11年3月30日規則第48号
平成12年3月17日規則第13号
平成13年5月18日規則第63号
平成14年3月26日規則第14号
平成16年3月30日規則第23号
平成17年3月25日規則第39号
平成17年12月27日規則第137号
平成18年3月24日規則第17号
平成20年1月29日規則第3号
平成20年3月21日規則第18号
平成21年2月20日規則第4号
平成24年3月30日規則第45号
平成31年3月26日規則第19号
令和3年11月12日規則第137号

県屋外広告物条例施行規則をここに公布する。

島根県屋外広告物条例施行規則

島根県屋外広告物条例施行規則（昭和40年島根県規則第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（許可の申請）

第2条 条例第4条又は第5条第3項の規定による許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書（様式第1号）正副2部を知事に提出しなければならない。

（昭53規則18・平9規則3・平9規則12・平17規則39・一部改正）

（土地所有者等の対象から除外されるものの土地）

第2条の2 条例第4条の4第1項の規則で定める土地は、水路及び鉄道の用に供する土地とする。

（平9規則12・追加）

（適用除外の基準）

第3条 条例第5条第1項第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 条例第2条に規定する地域等において、又は条例第3条に規定する物件に対して、表示し、又は掲出する場合 その表示面積の合計が7平方メートル以下であること。
- (2) 条例第4条に規定する地域等において表示し、又は掲出する場合 その表示面積の合計が10平方メートル以下であること。

2 条例第5条第2項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 条例第2条に規定する地域等において表示し、又は掲出する場合 その表示面積の合計が7平方メートル以下であること。

(2) 条例第4条に規定する地域等において表示し、又は掲出する場合 その表示面積の合計が10平方メートル以下であること。

3 条例第5条第2項第3号の規則で定める基準は、冠婚葬祭、祭礼、その他競技会等の催しのため表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、表示し、又は設置する期間がその開催の日の1週間前からその開催期間の末日までの期間以内で、第4条の基準に適合しているものとする。

4 条例第9条第3号の規則で定める基準（条例第5条第3項の許可に係るものに限る。）は、別表第2のとおりとする。

（平9規則12・平14規則14・平17規則39・平20規則3・平20規則18・一部改正）

（経過措置が適用される期間）

第3条の2 条例第6条の規則で定める期間は、はり紙、はり札、立看板、横断幕及びけんすい幕、旗及びのぼりその他の簡易な広告物又は掲出物件（以下「簡易広告物等」という。）にあつては1年以内とし、簡易広告物等以外の広告物又は掲出物件にあつては5年以内とする。

（平9規則12・追加、平17規則39・令3規則137・一部改正）

（許可の期間）

第3条の3 条例第7条第2項の規定による規則で定める期間は、簡易広告物等にあつては1年以内とし、簡易広告物等以外の広告物又は掲出物件にあつては3年以内とする。

（平9規則12・追加、平17規則39・一部改正）

（許可の期間の更新の申請）

第3条の4 条例第7条第3項の規定による許可の期間の更新を受けようとする者は、第2条の屋外広告物許可申請書正副2部に屋外広告物安全点検報告書（様式第1号の2）を添えて知事に提出しなければならない。

（平17規則137・追加、令3規則137・一部改正）

（軽微な変更等）

第3条の5 条例第8条第1項の規則で定める軽微な変更又は改造は、広告物又は掲出物件の表示面積又は高さを変更しない程度の修繕、補強、塗り替え等で知事が認めるものとする。

2 条例第8条第1項の規定による変更又は改造の許可を受けようとする者は、屋外広告物変更許可申請書（様式第1号の3）正副2部を知事に提出しなければならない。

（平9規則12・追加、平17規則39・一部改正、平17規則137・旧第3条の4繰下・一部改正）

（許可の基準）

第4条 条例第9条第3号の規則で定める基準（条例第5条第3項の許可に係るものを除く。）は、別表第3のとおりとする。

（平20規則3・一部改正）

（許可の表示）

第5条 条例第10条の規則で定める事項は、許可番号、許可期間並びに許可を受けた者の住所及び氏名とする。

2 前項に規定する事項の記載は、様式第2号によりしなければならない。

3 条例第10条ただし書に規定する許可証票は、様式第3号又は様式第4号のとおりとし、許可証印は、様式第5号のとおりとする。

（管理者の設置を要しない広告物又は掲出物件）

第5条の2 条例第11条の2第1項の規則で定める広告物又は掲出物件は、簡易広告物等とする。

（平9規則12・追加、平17規則39・一部改正）

（点検義務）

第5条の3 条例第11条の3第1項の規定による点検は、許可の期間の更新の申請前6月以内に実施しなければならない。

2 前項に規定する点検の結果は、第3条の4に規定する屋外広告物安全点検報告書により知事に報告しなければならない。

3 条例第11条の3第2項の規則で定める規模は、広告物又は掲出物件の上端の位置が地上から4メートルを超えるものとする。ただし、次の各号に掲げる広告物又は掲出物件については、この限りでない。

(1) 簡易広告物等

(2) 建築物の屋根又は壁面に直接表示する広告物

(3) 電柱、街灯柱等に表示する広告物又は設置する掲出物件であつて、電柱、街灯柱等の表面に接して巻き付けたもの

4 条例第11条の3第2項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 条例第20条第1項第1号に掲げる者

(2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条の一級建築士又は二級建築士

(3) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項の電気工事士

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項の第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者

(5) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第10条第2項第3号イの登録試験機関が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者

（令3規則137・追加）

（除却の届出）

第6条 条例第12条第2項の届出は、屋外広告物除却届（様式第6号）によりしなければならない。

（平9規則12・平17規則39・一部改正）

（保管物件一覧簿）

第6条の2 条例第13条の3第2項の規則で定める場所は、所轄の支庁又は県土整備事務所とする。

2 条例第13条の3第2項の規則で定める様式は、様式第6号の2のとおりとする。

（平17規則39・追加、平18規則17・一部改正）

（受領書の様式）

第6条の3 条例第13条の7の規則で定める様式は、様式第6号の3のとおりとする。

（平17規則39・追加）

（屋外広告物立入検査員証）

第6条の4 条例第15条第2項の身分を示す証明書は、様式第6号の4のとおりとする。

（平21規則4・追加）

（設置等の届出）

第7条 条例第17条第1項の届出は、屋外広告物設置届（様式第7号）によりしなければならない。

2 条例第17条第2項の届出は、屋外広告物管理者設置届（様式第8号）によりしなければならない。

3 条例第17条第3項又は第4項の届出は、屋外広告物設置者等変更届（様式第9号）によりなければならない。

（平9規則12・平17規則39・一部改正、平17規則137・旧第8条繰上・一部改正）

（更新の登録の申請期限）

第8条 条例第18条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の30日前までに、当該更新の登録を申請しなければならない。

（平17規則137・追加）

（屋外広告業の登録）

第9条 条例第18条の2第1項の申請書は、様式第10号のとおりとする。

- 2 条例第18条の2第2項に規定する誓約書は、様式第11号のとおりとする。
- 3 条例第18条の2第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 条例第18条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書並びにその役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書（様式第12号）
 - (2) 申請者が個人である場合にあっては、申請者（当該申請者が屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該申請者及びその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員））の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書（様式第12号）並びに法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書
 - (3) 業務主任者（条例第20条第1項に規定する業務主任者をいう。以下同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び当該業務主任者が条例第20条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面
- 4 前3項に規定する知事に提出する書類の部数は、正副2部とする。

（平17規則137・全改、平24規則45・一部改正）

（変更の届出）

第10条 条例第18条の5第1項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届出書（様式第12号の2）によりしなければならない。

- 2 前項に規定する届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面を添付しなければならない。
 - (1) 条例第18条の2第1項第1号に掲げる事項の変更 法人である場合にあっては登記事項証明書、個人である場合にあっては住民票の抄本又はこれに代わる書面
 - (2) 条例第18条の2第1項第2号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。） 登記事項証明書
 - (3) 条例第18条の2第1項第3号に掲げる事項の変更 前条第2項の誓約書及び同条第3項第1号に掲げる書類
 - (4) 条例第18条の2第1項第4号に掲げる事項の変更 前条第2項の誓約書及び同条第3項第2号に掲げる書類（法定代理人に関するものに限る。）
 - (5) 条例第18条の2第1項第5号に掲げる事項の変更 前条第3項第3号に掲げる書類

（平17規則137・追加、平31規則19・一部改正）

（廃業等の届出）

第11条 条例第18条の7第1項の規定による届出は、屋外広告業廃業等届（様式第12号の3）によりしなければならない。

（平17規則137・追加）

（講習会の開催等）

第12条 知事は、条例第19条に規定する講習会（以下「講習会」という。）を開催するときは、その期日、場所その他講習会に関し必要な事項を公告するものとする。

- 2 講習会を受講しようとする者は、講習会受講願書（様式第13号）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、講習会を受講した者に対し、講習会修了証（様式第14号）を交付するものとする。
- 4 知事は、講習会修了者台帳（様式第15号）を備えておくものとする。

（平17規則137・旧第10条線下）

（業務主任者の資格の認定）

第13条 条例第20条第1項第5号の規定による認定を受けようとする者は、業務主任者資格認定申請書（様式第16号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請書を提出した者について条例第20条第1項第5号の規定による認定をしたときは、当該者に対して業務主任者資格認定書（様式第17号）を交付するものとする。

（平9規則12・平13規則63・一部改正、平17規則137・旧第11条線下・一部改正）

(標識の掲示)

第14条 条例第20条の2の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法人である場合にあっては、その代表者の氏名
- (2) 登録年月日
- (3) 営業所の名称
- (4) 業務主任者の氏名

2 条例第20条の2の規定により屋外広告業者が掲げる標識は、様式第18号のとおりとする。

(平17規則137・追加)

(帳簿の記載事項等)

第15条 条例第20条の3の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 注文者の氏名又は名称及び住所
- (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
- (3) 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
- (4) 表示又は設置の年月日
- (5) 請負金額

2 条例第20条の3の規定により屋外広告業者が備える帳簿は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。

3 屋外広告業者は、前項の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖の日後5年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

(平17規則137・追加、令3規則137・一部改正)

(監督処分簿)

第16条 条例第21条の3第1項の規則で定める閲覧所は、島根県土木部都市計画課とする。

2 条例第21条の3第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 処分を受けた屋外広告業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに登録番号
- (2) 処分の根拠となる条例の条項
- (3) 処分の原因となった事実
- (4) その他参考となる事項

(平17規則137・追加)

(屋外広告業立入検査員証)

第17条 条例第21条の4第2項の身分を示す証明書は、様式第19号のとおりとする。

(平17規則137・追加、平21規則4・令3規則137・一部改正)

(経由)

第18条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類は、所轄の支庁長又は県土整備事務所長を経由することができる。

(昭52規則32・昭53規則18・平9規則3・平11規則48・平12規則13・平16規則23・平17規則39・一部改正、平17規則137・旧第12条繰下、平18規則17・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和49年5月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の島根県屋外広告物条例施行規則第9条及び第11条の規定は、昭和49年7月1日から施行する。

島根県屋外広告物条例施行規則

(経過規定)

- 2 この規則施行の際この規則による改正前の島根県屋外広告物条例施行規則の規定によりすでになされた届出その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた届出その他の行為とみなす。

(行政権限委任規則の一部改正)

- 3 行政権限委任規則(昭和31年島根県規則第14号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(島根県行政組織規則の一部改正)

- 4 島根県行政組織規則(昭和38年島根県規則第37号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(島根県収入証紙条例施行規則の一部改正)

- 5 島根県収入証紙条例施行規則(昭和39年島根県規則第58号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(島根県事務決裁規則の一部改正)

- 6 島根県事務決裁規則(昭和45年島根県規則第74号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(昭和52年規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年規則第18号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 この規則による改正後の島根県屋外広告物条例施行規則別表第2の規定は、この規則施行の際現に許可を受けているものについては、当該許可の期間満了の日までは、適用しない。

附 則(平成9年規則第3号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成9年規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年10月1日から施行する。ただし、第3条第4項の改正規定及び同条の次に次の3条を加える改正規定(第3条の4に係る部分を除く。)は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の島根県屋外広告物条例施行規則別表第2の規定は、この規則の施行の際現に許可を受けて表示又は設置している広告物等については、当該許可の期間が満了する日までは、適用しない。

附 則(平成11年規則第48号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年規則第13号)抄

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第63号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に屋外広告士の資格を付与された者は、この規則による改正後の屋外広告士とみなす。

島根県屋外広告物条例施行規則

附 則（平成14年規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年規則第23号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第39号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第137号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正）

- 2 島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年島根県規則第113号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成18年規則第17号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の島根県屋外広告物条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号。以下「条例」という。）第4条又は第5条第3項の規定による許可を受けて表示又は設置する広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）について適用し、同日前に条例第4条又は第5条第3項の規定による許可を受けて表示又は設置された広告物等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に条例第4条又は第5条第3項の規定による許可を受けて表示又は設置された広告物等で施行日以後に条例第8条第1項の規定による許可を受けて変更又は改造するものについては、改正後の規則の規定を適用する。

附 則（平成20年規則第18号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第4号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第45号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第19号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の島根県屋外広告物条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県屋外広告物条例施行規則

附 則（令和3年規則第137号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の島根県屋外広告物条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第1 削除

（平20規則18）

別表第2（第3条関係）

（平20規則3・全改）

区分		基準	
共通	表示内容	自己の住所、事業所又は営業所（以下「事業所等」という。）に係る名称、距離又は方向のみを表示するものであること。	
広告物の種類	野立広告物	大きさ	1表示面につき1平方メートル以内。ただし、集合広告物（1つの広告物又は掲出物件に複数の事業所等に係る名称、距離又は方向を表示するものをいう。以下同じ。）にあつては、当該集合広告物を構成する各事業所等に係る表示部分の面積がそれぞれ1平方メートル以内、かつ、当該集合広告物の表示面積が3平方メートル以内
		高さ	地表から上端まで 3メートル以内。ただし、占用許可（道路法（昭和27年法律第180号）第32条に規定するものをいう。以下同じ。）を受けて設置するものにあつては、占用許可の基準によること。
		個数	1事業所等につき4個以内
	野立広告物以外	大きさ	1表示面につき1平方メートル以内。ただし、集合広告物にあつては、当該集合広告物を構成する各事業所等に係る表示部分の面積がそれぞれ1平方メートル以内、かつ、当該集合広告物の表示面積が3平方メートル以内
		その他	広告物の種類に応じた別表第3の基準を満たすこと。

備考

- 1 この表において「野立広告物」とは、支柱又は2以上の足をもって地上に設置するものをいう。
- 2 町内会の住宅案内図、県内主要観光地に係る名称、距離又は方向のみを表示する広告物その他これらに類する広告物のうち、けばけばしい色彩でなく、かつ、周辺の景観と調和しているものとして知事が特に認めるものについては、「1表示面につき1平方メートル以内。ただし、集合広告物（1つの広告物又は掲出物件に複数の事業所等に係る名称、距離又は方向を表示するものをいう。以下同じ。）にあつては、当該集合広告物を構成する各事業所等に係る表示部分の面積がそれぞれ1平方メートル以内、かつ、当該集合広告物の表示面積が3平方メートル以内」及び「1表示面につき1平方メートル以内。ただし、集合広告物にあつては、当該集合広告物を構成する各事業所等に係る表示部分の面積がそれぞれ1平方メートル以内、かつ、当該集合広告物の表示面積が3平方メートル以内」とあるのは「表示面の合計7平方メートル以内」と、「3メートル以内」とあるのは「5メートル以内」としてこの表を適用する。

別表第3（第4条関係）

（平20規則3・追加）

島根県屋外広告物条例施行規則

1 広告物又は掲出物件の種類ごとの基準

項	区分		基準			
1	はり紙		大きさ	1枚につき1.5平方メートル以内		
2	はり札		大きさ	1枚につき0.3平方メートル以内		
3	立看板		大きさ	縦2.0メートル横1.0メートル以内		
			脚部の高さ	0.5メートル以内		
4	野立広告物	自家用 広告物	同一敷地内における 広告物が1個の 場合	大きさ	30平方メートル以内	
				高さ	広告板 地表から上端まで 6メートル以内 広告塔 地表から上端まで 10メートル以内	
			同一敷地内における 広告物が2個以上 の場合	同一敷地内における 広告物の表示位置及 び大きさ	相互間の距離	大きさ
		100メートル以上			1個	全ての広告物の 表示面の合計
		100メートル未満			30平方メートル 以内	30平方メートル 以内
		高さ	広告板 地表から上端まで 6メートル以内 広告塔 地表から上端まで 10メートル以内			
	自家用 広告物 以外の 広告物	特定案内用広告物 又は特認案内用広 告物	高さ	特定案内用広告物にあつては地表から上端まで3メートル以内、特認案内用広告物にあつては地表から上端まで5メートル以内。ただし、占用許可を受けて設置するものにあつては、占用許可の基準によること。		
			個数	1事業所等につき4個以内		
		特定案内用広告物 及び特認案内用広 告物以外の広告物 又は特定案内用広 告物若しくは特認 案内用広告物のう ち上記の許可基準 に適合しないもの	表示位置	1 広告物相互間の距離100メートル以上。ただし、隣接する複数の広告物の相互間の距離が20センチメートル以内かつ当該各広告物の表示面積の合計が30平方メートル以内であつて、当該各広告物の表示面の地表からの高さの上端及び下端の位置が一致する場合にあつては、この限りでない。		
				2 国道及び鉄道（以下「国道等」という。）からの距離100メートル以上。ただし、地形等の理由により100メートル以上離すことが困難な場合にあつては、国道等から可能な限り離すことをもって足りる。		
			3 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定により定められた市街化区域、同法第8条第1項の規定により定められた用途地域又は概ね10以上の家屋が連たんする地域において表示する場合にあつては、国道等からの距離に係る基準は、適用しないこととする。			
		大きさ	30平方メートル以内			

島根県屋外広告物条例施行規則

			高さ	広告板 地表から上端まで 6メートル以内 広告塔 地表から上端まで 10メートル以内
5	建築物の屋根又は屋上に表示する広告物又は設置する掲出物件	個数	1棟につき1個	
		大きさ	1表示面につき100平方メートル以内かつ表示面の合計400平方メートル以内	
		高さ	1 地表から上端まで 51メートル以内 2 広告物の高さが、設置する建築物の高さの3分の2以内かつ10メートル以内	
		その他	建築物の壁面をこえて外側に突き出していないこと。	
6	建築物の屋根又は壁面に直接表示する広告物	大きさ	屋根又は壁面の1面の面積	表示面積の限度
			500平方メートル未満	1 屋根又は壁面の2分の1以内 2 20平方メートル以内
			500平方メートル以上1,000平方メートル未満	屋根又は壁面の1面の面積から500平方メートルを減じたものに100分の4を乗じて得た面積に20平方メートルを加えた面積以内
			1,000平方メートル以上	屋根又は壁面の1面の面積から1,000平方メートルを減じたものに100分の1を乗じて得た面積に40平方メートルを加えた面積以内
7	建築物の壁面に表示する広告物又は設置する掲出物件	個数	1壁面につき2個以内	
		大きさ	1壁面につき20平方メートル以内	
		道路境界線から突き出す高さ	車道 地表から下端まで	4.7メートル以上
			歩道 地表から下端まで	2.5メートル以上
道路境界線から突き出す長さ	0.6メートル以内			
8	アーケードに表示する広告物又は設置する掲出物件	大きさ	車道	2.0平方メートル以内
			歩道	1.0平方メートル以内
		高さ	車道 地表から下端まで	4.5メートル以上
			歩道 地表から下端まで	2.5メートル以上
9	アーチに表示する広告物又は設置する掲出物件	大きさ	30平方メートル以内	
		高さ	地表から下端まで 4.5メートル以上	
		位置	幅員20メートル未満の道路	
10	電柱、街灯柱等に表示する広告物又は設置する掲出物件	個数	突出し	1本につき1個
			巻付け	1本につき1個
		大きさ	突出し	縦1.2メートル横0.45メートル以内
			巻付け	縦1.8メートル以内

島根県屋外広告物条例施行規則

			突出しの高さ	車道 地表から下端まで 4.7メートル以上
				歩道 地表から下端まで 2.5メートル以上
			突出しの取付け部分の長さ	0.5メートル以内
			その他	直塗りしないこと。
11	照明広告物			第3号の項から第10号の項まで及び第12号の項によるものとする。
12	横断幕及びけんすい幕		個数	1壁面につき3個以内
			大きさ	横断幕 幅1.0メートル以内 けんすい幕 幅1.0メートル長さ10メートル以内（けんすい幕掲出装置のあるものにあつては、幅1.5メートル長さ15メートル以内）
			高さ	車道 地表から下端まで 4.5メートル以上 歩道 地表から下端まで 2.5メートル以上
13	旗及びのぼり		大きさ	縦1.5メートル横0.5メートル以内
			高さ	地表から下端まで 1.0メートル以上 地表から上端まで 3.0メートル以内
14	消火栓標識を利用する広告物		大きさ	縦0.4メートル横0.8メートル以内
			高さ	車道地表から下端まで 4.7メートル以上 歩道地表から下端まで 2.5メートル以上
15	バス停留所標識を利用する広告物	非照明式	大きさ	1 1表示面につき0.25平方メートル以内 2 表示面の最下端部に設けること。
		照明式	大きさ	1 表示面の広さの3分の1以内 2 表示面の最下端部に設けること。

備考

- 1 この表において「野立広告物」とは、支柱又は2以上の足をもって地上に設置するものをいう。
- 2 この表において「自家用広告物」とは、自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標若しくは自ら販売若しくは製造する商品の名称又は自己の事業若しくは営業内容を表示するため、自己の事業所等に表示する広告物をいう。
- 3 この表において「広告塔」とは、厚さが主な表示面の幅の6分の1以上である野立広告物をいう。
- 4 この表において「特定案内用広告物」とは、自己の事業所等に係る名称、距離又は方向のみを表示するものであつて、大きさが1表示面につき1平方メートル以内（集合広告物にあつては、当該集合広告物を構成する各事業所等に係る表示部分の面積がそれぞれ1平方メートル以内、かつ、当該集合広告物の表示面積が3平方メートル以内）であるものをいう。
- 5 この表において「特認案内用広告物」とは、町内会の住宅案内図、県内主要観光地に係る名称、距離又は方向のみを表示する広告物その他これらに類する広告物のうち、けばけばしい色彩でなく、かつ、周辺の景観と調和しているものとして知事が特に認めるものであつて、表示面の合計が10平方メートル以内であるものをいう。

2 総表示面積の規制基準

1の表の第5号の項から第7号の項まで、又は第12号の項の広告物のうち、複数の項の広告物又は掲出物件が同一建築物の同一面に表示又は設置される場合においては、各面における広告物の表示面積の合計は、建築物の当該壁面の面積の3分の1以内であること。

島根県屋外広告物条例施行規則

様式第1号(第2条関係)

屋 外 広 告 物 許 可 申 請 書		年 月 日
島根県知事	様	申請者 <div style="margin-left: 20px;"> 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、 商号又は名称及び代表者の氏名) 電話番号 </div>
広告物の表示又は掲出物件の設置についての許可を受けたいので、次のとおり申請します。		
広告物又は掲出物件の種類		
個 数 (数 量)	個(枚)	表 示 面 積 (1枚につき)
表 示 (設 置) 場 所		
管 理 者	(住所) (氏名)	(電話) (職業)
工 事 施 工 者	(住所) (氏名)	(屋外広告業登録番号) 島根県屋外広告業登録第 号
工 事 施 工 予 定 期 日	許可の日から 日以内に竣工	
表 示 (設 置) 期 間		
年 月 日から 年 月 日まで		
添付書類 <ol style="list-style-type: none"> 1 形状、寸法、材料、実測構造図、意匠、色彩、表示の方法その他広告物又は掲出物件の概要を示すもの 2 位置図、付近見取図及び実測平面図 3 表示し、又は設置する場所が他人の所有又は管理に属するときは、その者の許可、認可、承諾等を得たことを証する書類 4 はり紙又ははり札の申請に際しては、記入内容を省略し、その見本を添付すること。 		
備 考 <ol style="list-style-type: none"> 1 野立広告物にあつては、鉄道、道路及び付近の広告物又は掲出物件との距離及び間隔を図示すること。 2 「管理者」欄に記入した場合は、屋外広告物管理者設置届の提出は不要 3 申請書は、2部提出すること。 		

この申請を(別記条件を付して)許可する。

許	年	月	日
	指令	第	号
可	自	年	月
	至	年	月

島根県知事



様式第1号の2(第3条の4関係)

(表)

屋外広告物安全点検報告書			
島根県知事		様	
		住所	
		報告者	
		氏名	
		〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、 商号又は名称及び代表者の氏名〕	
		電話番号	
屋外広告物の点検結果を下記のとおり報告します。			
広告物等の種類	野立 ・ 屋上 ・ 壁面 ・ 壁面突出し ・ 電柱 ・ その他()		
設置場所			
設置年月日	年	月	日
点検者	氏名	住所	電話番号
			資格等
点検箇所	点検項目	異常の有・無	改善の概要
基礎 上部	① 上部構造全体の傾斜又はぐらつき	有 無	
	② 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間又は支柱のぐらつき	有 無	
	③ 鉄骨のさび発生又は塗装の老朽化	有 無	
支持部	④ 鉄骨接合部(溶接部又はプレート)の腐食、変形又は隙間	有 無	
	⑤ 鉄骨接合部(ボルト、ナット又はビス)のゆるみ又は欠落	有 無	
取付部	⑥ アンカーボルト又は取付部プレートの腐食又は変形	有 無	
	⑦ 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有 無	
	⑧ 取付対象部(柱、壁又はスラブ)又は取付部周辺の異常	有 無	
広告板	⑨ 表示面、切り文字等の腐食、破損若しくは変形又はビス等の欠落	有 無	
	⑩ 側面又は表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形又は欠損	有 無	
	⑪ 底部の腐食又は水抜き孔の詰まり	有 無	
	⑫ 表示面の汚染、変色又は剥離	有 無	
照明装置	⑬ 不点灯又は不発光	有 無	
	⑭ 取付部の破損、変形、さび又は漏水	有 無	
	⑮ 周辺機器の劣化又は破損	有 無	
その他	⑯ 装飾、振れ止め棒、鳥よけその他附属品の腐食又は破損	有 無	
	⑰ 避雷針の腐食又は損傷	有 無	
	⑱ その他点検した事項 ()	有 無	

注 提出に当たっては、裏面の「報告書の提出に当たっての注意事項」を確認すること。

(裏)

報告書の提出に当たっての注意事項

1 点検実施時期

許可の期間の更新の申請前6月以内に行った点検の結果について記入すること。

2 作成要領

(1) 許可1件に対して複数の物件が許可されている場合、物件ごとに報告書を作成すること。

(2) 「資格等」欄は、広告物又は掲出物件の上端から地盤面までの高さが4メートルを超えるものである場合に、点検者の有する資格名称を記入すること。ただし、次に掲げる広告物又は掲出物件については記入を要しない。

ア 簡易広告物等

イ 建築物の屋根又は壁面に直接表示する広告物

ウ 電柱、街灯柱等に表示する広告物又は設置する掲出物件であって、電柱、街灯柱等の表面に接して巻き付けたもの

(3) 「資格等」欄に記入できる点検者の資格等は、次に掲げるとおり。

ア 屋外広告士(条例第20条第1項第1号に掲げる者をいう。)

イ 一級建築士又は二級建築士(建築士法第2条の一級建築士又は二級建築士をいう。)

ウ 電気工事士(電気工事士法第2条第4項の電気工事士をいう。)

エ 第一種、第二種又は第三種電気主任技術者(電気事業法第44条第1項の第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者をいう。)

オ 点検技能講習修了者(屋外広告物法第10条第2項第3号イの登録試験機関が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者をいう。)

(4) 「異常の有無」欄は、いずれか該当するものを○で囲むこと。

(5) 「改善の概要」欄は、点検の結果により改善を行った状況を記入すること。なお、点検の結果、直ちに補修を必要としない程度の腐食等その他の劣化が確認された場合であって、この点検後の許可の期間の更新からその次の許可の期間の更新に係る点検まで経過観察を行う等その他の措置が必要と判断されるときは、その措置の内容を記入すること。

(6) 「改善の概要」欄は、広告物又は掲出物件の構造により該当する点検項目がない場合、斜線を引くこと。

3 添付書類

(1) 屋外広告物の現況カラー写真(点検箇所に異常がある場合は、その点検箇所の補修前及び補修後のカラー写真)

(2) 2の(3)に掲げる点検者の資格等を証明する書面の写し

4 改善が必要な場合の措置命令等

屋外広告物の異常が明らかな場合であって改善がなされていないときは、条例第13条の規定に基づき、当該広告物の除却等その他の必要な措置を命ずることがある。

様式第1号の3(第3条の5関係)

<p style="margin: 0;">屋 外 広 告 物 変 更 許 可 申 請 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">島根県知事 様</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">申請者 住 所 氏 名</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">〔 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、商号又は名称及び代表者の 氏名 〕</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">電話番号</p> <p style="margin: 0;">広告物の表示又は掲出物件の設置についての変更許可を受けたいので、次のとおり申請 します。</p>			
変 更 内 容			
変 更 理 由			
許 可 内 容	広告物又は掲出物件の種 類	許 可 年 月 日	年 月 日
	許 可 の 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	許 可 番 号 指 令 第 号
	表 示 場 所		
備 考			

この変更申請を(別記条件を付して)許可する。

許	年 月 日
	指 令 第 号
可	自 年 月 日 至 年 月 日

島根県知事



様式第 2 号(第 5 条関係)

許 可 番 号	指 令	第	号
許 可 期 間	自	年	月 日
	至	年	月 日
許可を受けた 者の住所氏名			

縦 10 センチメートル以上

横 20 センチメートル以上

様式第 3 号(第 5 条関係)

屋外広告物許可証		
指令	第	号
年 月 日まで		
島 根 県		

縦 4センチメートル

横 6センチメートル

様式第4号(第5条関係)
(立看板用)



直径 3.5センチメートル
年度を内丸の中に打刻する。

様式第 5 号(第 5 条関係)



直径 3.5 センチメートル

島根県屋外広告物条例施行規則

様式第6号の2(第6条の2関係)

保 管 物 件 一 覧 簿

整理番号	名称又は種類	形状	数量	設置されていた場所	除却した日 時	保管を 始めた日 時	保管場所	返却金額	備考

様式第6号の3(第6条の3関係)

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">受 領 書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">島根県知事 様</p> <p style="margin: 10px 0;">受領者 住所 氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、 商号又は名称及び代表者の氏名〕 電話番号</p> <p style="margin: 10px 0;">次のとおり広告物又は掲出物件(若しくは現金)の返還を受けました。</p>		
返 還 を 受 け た 日 時		
返 還 を 受 け た 場 所		
返還を受けた 広告物又は 掲出物件	※ 整 理 番 号	
	名 称 又 は 種 類	
	数 量	
(返還を受けた金額)		

注 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第6号の4(第6条の4関係)

(表面)

第	号	所属 職 氏名
上記の者は、島根県屋外広告物条例第15条第1項の規定により立入検査を行う職員であることを証明します。		
年	月	日
島根県知事		印

(裏面)

島根県屋外広告物条例(抜すい)

(立入検査)

第15条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、設置者等に対し、広告物の表示若しくは掲出物件の設置若しくはこれらの管理に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

島根県屋外広告物条例施行規則

様式第7号(第7条関係)

屋 外 廣 告 物 設 置 届	
年 月 日	
島根県知事 様	
届出者 住所 氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、 商号又は名称及び代表者の氏名〕 電話番号	
年 月 日付け 指令 第 号をもって許可を受けた広告物を表示し、又は掲出物件を設置しましたので届け出ます。	
設 置 者 等	(住所)
	(氏名)
広告物又は掲出物件の 種 類 及 び 数 量	(種類)
	(数量)
表 示 (設 置) 場 所	
表 示 (設 置) 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 施 工 者	(住所)
	(氏名)
	(屋外広告業登録番号) 島根県屋外広告業登録第 号
備 考	

注 「表示(設置)場所」欄の場所が多くあるときは、図示すること。

様式第9号(第7条関係)

屋外広告物設置者等変更届 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div>		
島根県知事 様		
届出者 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、 商号又は名称及び代表者の氏名) 電話番号		
年 月 日付け 指令 第 号をもって受けた許可に係る設置者等 について次のとおり変更しましたので届け出ます。		
設置者等	変更前	(住所)
		(氏名)
	変更後	(住所)
		(氏名)
広告物又は掲出物件の 種類及び数量		
表示(設置)場所		
表示(設置)期間		年 月 日から 年 月 日まで

注 「表示(設置)場所」欄の場所が多くあるときは、図示すること。

島根県屋外広告物条例施行規則

様式第10号(第9条関係)

(第一面)

収入証紙 貼付欄

年 月 日

島根県知事 様

住所

氏名

(法人にあつては主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名)

担当者名()

電話番号()

屋 外 廣 告 業 登 録 申 請 書

屋外広告業の登録を受けたいので、島根県屋外広告物条例第18条の2第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の種類	新規 更新	※登録番号	島根県屋外広告業登録第 号
		※登録年月日	年 月 日
		※登録有効期間	年 月 日 から 年 月 日まで
フリガナ 氏名 及び生年月日 (法人にあつては商号又は名称、代表者の氏名及び生年月日)		生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人	
住 所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)		郵便番号() 電話番号()	
主たる業務の内容			

下記の枠内は記入しないでください。

受付欄	決裁欄				手数料

島根県屋外広告物条例施行規則

(第二面)

1 島根県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地	営業所のフリガナ 名称	営業所の所在地 (郵便番号)	電話番号	
2 業務主任者の氏名、資格及び所属する営業所の名称	所属 営業所名	フリガナ 業務主任者の氏名	資格名及び 交付番号等	摘 要
3 法人である場合の役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。以下同じ。)の職名及び氏名	職 名		フリ ガナ 氏 名	
4 未成年者である場合の法定代理人の氏名、商号又は名称及び住所	フリガナ 氏名及び 生年月日 (法人にあつては) 商号又は名称、 代表者の氏名及 び生年月日	生年月日——年——月——日 法人・個人の別 1 法人 2 個人		
	住所 (法人にあつては) 主たる事務所の 所在地	郵便番号(—) 電話番号() —		

(第三面)

5 法定代理人が法人である場合のその役員の職名及び氏名	職 名		フリ	ガナ
			氏	名
6 他の地方公共団体における登録	登録を受けた地方公共団体名	登録・特例届出の別	登録(届出)年 月 日	登録(届出)番号
		登 録 特例届出		
7 所属する屋外広告業の事業者団体				

備考

- 1 ※印のある欄には初回登録の場合、記入しないこと。
- 2 「新規 更新」及び「法人・個人の別」、「登録・特例届出の別」については、それぞれ該当するものに丸印を付すこと。
- 3 各欄において、全てを記入できない場合には、適宜、用紙を追加して記入すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 5 業務主任者の「資格名及び交付番号等」欄には、屋外広告士、講習会修了者、職業訓練指導員、技能士等の別及び交付番号等を記入すること。
- 6 「島根県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地」欄には、県の区域内で屋外広告業を行う営業所を全て記入すること。
- 7 「他の地方公共団体における登録」欄には、既に他の都道府県知事又は市長の登録を受けている場合には、全て記入すること。

様式第11号(第9条関係)

誓 約 書		
		年 月 日
島根県知事	様	
	住所 申請者 氏名	
		〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、 商号又は名称及び代表者の氏名 〕
<p>申請者及び法定代理人(これらの者が法人である場合にあつては、その役員を含む。)は、島根県屋外広告物条例第18条の4第1項各号に該当しないことを誓約します。</p>		
島根県屋外広告物条例(抜すい)		
<p>(登録の拒否)</p> <p>第18条の4 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第18条の2第1項の申請書若しくは同条第2項に規定する添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) 第21条の2第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者</p> <p>(2) 屋外広告業者(第18条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第21条の2第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日 前30日以内にその役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの</p> <p>(3) 第21条の2第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>(4) この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>(6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者</p>		
2 略		

様式第12号(第9条関係)

略 歴 書

(申請者本人・法人の役員・法定代理人・法定代理人(法人)の役員)

住 所	〒		
	電話番号		
フリガナ 氏 名		生年月日	
略 歴	期 間	職務内容又は業務内容	
	自 年月日 至 年月日		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏名</p>			

備考 「申請者本人・法人の役員・法定代理人・法定代理人(法人)の役員」欄については、いずれか該当するものを○で囲むこと。

島根県屋外広告物条例施行規則

様式第12号の2(第10条関係)

(第一面)

年 月 日

島根県知事 様

住所

氏名

(法人にあつては主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名)

担当者名()

電話番号()

屋 外 廣 告 業 登 録 事 項 変 更 届 出 書

島根県屋外広告物条例第18条の5第1項の規定により、次のとおり届出をします。

登録番号	島根県屋外広告業登録第 号		
登録年月日	年 月 日		
フリ ガナ 氏 名 及び生年月日 (法人にあつては商号又は名称、代表者の氏名及び生年月日)	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人		
住 所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)	郵便番号() 電話番号()		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
1 商号、名称又は氏名及び住所 (法人にあつては商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 2 営業所の名称及び所在地 3 役員の氏名 4 法定代理人の氏名及び住所 (法人にあつては商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名)			

(第二面)

5 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称			
変更理由			

- 備考 1 「法人・個人の別」、「変更に係る事項」については、いずれか該当するものに丸印を付すこと。
 2 各欄において、全てを記入できない場合には、適宜、用紙を追加して記入すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

下記の枠内は記入しないでください。

受付欄	決裁欄				

島根県屋外広告物条例施行規則

様式第12号の3(第11条関係)

屋 外 広 告 業 廃 業 等 届	
島根県知事	年 月 日
様	
申請者	住所 氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、 商号又は名称及び代表者の氏名〕 電話番号
屋外広告業を廃止したので、次のとおり届け出ます。	
登 録 番 号	島根県屋外広告業登録第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
法 人 ・ 個 人 の 別	1 法人 2 個人
フリガナ 氏 名 〔法人にあつては、名 称及び代表者の氏 名〕	
住 所 〔法人にあつては、主 たる事務所の所在 地〕	〒 電話番号
届 出 の 理 由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産手続開始の決定 4 2及び3以外の理由による解散 5 廃止
届出理由の生じた日	年 月 日
屋外広告業者と届出人との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人

備考 「法人・個人の別」欄、「届出の理由」欄及び「屋外広告業者と届出人との関係」欄については、該当する番号を○で囲むこと。

様式第13号(第12条関係)

屋外広告物講習会受講願書			
			年 月 日
島根県知事 様			
申込者			
屋外広告物講習会を受講したいので、次のとおり申し込みます。			
住 所			
フリガナ 氏 名		電 話 番 号	(自宅・勤務先)
生 年 月 日		職 業	
勤 務 先	名 称		
	所在地		
証紙はり付け欄			

様式第14号(第12条関係)

屋外広告物講習会修了証

住 所

氏 名

生年月日

- 1 講習会受講要目
- | |
|---|
| 1 |
| 2 |
| 3 |

- 2 講習会受講年月日
- | | | | |
|---|---|---|----|
| 年 | 月 | 日 | から |
| 年 | 月 | 日 | まで |

上記のとおり島根県屋外広告物条例第19条の規定による講習会の課程を修了したことを証する。

年 月 日

島根県知事



様式第15号(第12条関係)

講習会修了者台帳			
氏名		生年月日	
住所			
講習会修了要目	① 法令に関する事項	未、済	
	② 表示に関する事項	未、済	
	③ 施工に関する事項	未、済	
修了年月日	年 月 日	修了証交付 年 月 日	年 月 日
所属営業所名			
備考			

様式第16号(第13条関係)

業務主任者資格認定申請書

年 月 日

島根県知事 様

住 所
申請者
氏 名

島根県屋外広告物条例第20条第1項第5号の認定を受けたいので、関係書類を添付の上申請します。

様式第17号(第13条関係)

業 務 主 任 者 資 格 認 定 書

住 所

氏 名

上記の者は、島根県屋外広告物条例第20条第1項第5号の規定に該当する者であることを
認定します。

年 月 日

島根県知事



島根県屋外広告物条例施行規則

様式第18号(第14条関係)

←————— 40センチメートル以上 —————→		
屋 外 広 告 業 者 登 録 票		↑ 35 セ ン チ メ ー ト ル 以 上 ↓
商号、名称又は氏名		
法人である場合にあつては、 その代表者の氏名		
登 録 番 号	島根県屋外広告業登録第 号	
登 録 年 月 日	年 月 日	
営 業 所 の 名 称		
この営業所に置かれている業 務主任者の氏名		

様式第19号(第17条関係)

(表面)

第	号	所属 職 氏名
上記の者は、島根県屋外広告物条例第21条の4第1項の規定により立入検査を行う職員であることを証明します。		
年	月	日
島根県知事		印

(裏面)

島根県屋外広告物条例(抜すい)

(報告の徴収及び立入検査)

第21条の4 知事は、この条例の施行に必要な限度において、島根県の区域内で屋外広告業を営む者に対し、その営業に関し報告を求め、又はその職員に営業所その他の営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第1号（第2条関係）

（平17規則39・全改、平17規則137・平24規則45・令3規則137・一部改正）

様式第1号の2（第3条の4関係）

（令3規則137・全改）

様式第1号の3（第3条の5関係）

（平9規則12・追加、平17規則39・一部改正、平17規則137・旧様式第1号の2繰下・一部改正、平24規則45・令3規則137・一部改正）

様式第2号（第5条関係）

（平9規則12・一部改正）

様式第3号（第5条関係）

（平9規則12・一部改正）

様式第4号（第5条関係）

（昭53規則18・一部改正）

様式第5号（第5条関係）

（平9規則12・一部改正）

様式第6号（第6条関係）

（平17規則39・全改、平24規則45・令3規則137・一部改正）

様式第6号の2（第6条の2関係）

（平17規則39・追加）

様式第6号の3（第6条の3関係）

（平17規則39・追加、平24規則45・令3規則137・一部改正）

様式第6号の4（第6条の4関係）

（平21規則4・追加）

様式第7号（第7条関係）

（平17規則39・全改、平17規則137・旧様式第8号繰上・一部改正、平24規則45・令3規則137・一部改正）

様式第8号（第7条関係）

（平17規則39・全改、平17規則137・旧様式第8号の2繰上・一部改正、平24規則45・令3規則137・一部改正）

様式第9号（第7条関係）

（平17規則39・全改、平17規則137・平24規則45・令3規則137・一部改正）

様式第10号（第9条関係）

（平31規則19・全改、令3規則137・一部改正）

様式第11号（第9条関係）

（平17規則137・全改、平24規則45・令3規則137・一部改正）

様式第12号（第9条関係）

（平17規則137・全改、平24規則45・平31規則19・令3規則137・一部改正）

様式第12号の2（第10条関係）

（平31規則19・全改、令3規則137・一部改正）

様式第12号の3（第11条関係）

（平17規則137・追加、平24規則45・令3規則137・一部改正）

様式第13号（第12条関係）

（平17規則39・全改、平17規則137・平20規則3・令3規則137・一部改正）

様式第14号（第12条関係）

（平9規則12・平17規則137・一部改正）

様式第15号（第12条関係）

（平9規則12・平17規則137・一部改正）

様式第16号（第13条関係）

（平9規則12・平17規則137・令3規則137・一部改正）

様式第17号（第13条関係）

（平9規則12・平17規則137・一部改正）

様式第18号（第14条関係）

（平17規則137・追加）

様式第19号（第17条関係）

（平21規則4・全改、令3規則137・旧様式第20号繰上）